
講 演

若き法律家及び法律家を目指す方々へ —— 忘れられない被害者たち ——

藤 宗 和 香

*本稿は、平成24年11月7日に名古屋大学法学研究科刑事法講座の特別講師としてお招きした立教大学大学院法務研究科の藤宗和香教授の講演録である。藤宗先生は、東京大学法学部をご卒業後、東京地検、東京高検、司法研修所検察教官、最高検察庁検事、政府委員、旧司法試験考查委員、厚生労働省医道審議会委員等を歴任され、法科大学院教育においても、東北大学法科大学院及び白鷗大学法科大学院で派遣検察官を務められた。

本講演は、学部生、大学院生、法科大学院生が多数拝聴し、終了後には、学内外から、公表して欲しい旨の強い要望が刑事法講座に寄せられた。ご講演をお願いした際には、ご執筆までのお約束を頂戴していたわけではなかったが、こうした声にお応え下さるかたちでご快諾をいただいた。(宮木康博)

はしがき

本稿は、お読みいただければ明らかなように、平成24年11月7日、貴名古屋大学法学研究科刑事法講座に講師としてお招きを受けて、法学部在学学生及び法科大学院在学学生、修了生に、「若き法律家及び法律家を目指す方々へ——忘れられない被害者たち——」と題して、私の検察官時代の経験をお話しさせていただいた講演録です。

講演をお引き受けしてから、何についてお話しするのがよいのか、悩みました。法学部や法科大学院で法曹を目指して懸命に勉強している有意の若人たちは、法科大学院と司法試験を巡る環境が一段と厳しさを増し、法学部進学志望者まで激減している現状で、従来にも増して、将来

に対する様々な不安や悩みを抱いているに違いない、私には検察官としての経験からお話しするしかないが、それでも何か将来の日本の司法を担う気概や意欲を持ってもらえるような、一貫したテーマがあれば、と思えたのです。

また、私は、かねてから、私自身が大きな関心を抱いている分野である被害者保護・支援をめぐる問題に、学生たちにも是非関心を持ってもらいたいとの思いを抱いていました。というのも、国際的な取組に先導・刺激される形で、遅まきながら我が国法制にも変革が進み、平成19年には、新たに被害者参加制度ができて、従前とは大きく異なる関わり方が始まりました¹⁾が、同制度においては、基本的に検察官を通じて行われしめるものとされた被害者らの行為（刑事訴訟法316条の33第2項、316条の38第2項ほか）が訴訟構造の中にどのように位置づけられるべきか²⁾については十分な議論が尽くされているとは思わず、被害者問題は、適正な刑罰権の発動と実現という観点から、真実解明、被告人の反省と更生、被害者の救済のすべてに関わる容易ならざるもので、刑事政策的観点から法曹教育に欠かせないもの³⁾であると共に、今後の実務の運用状況と訴訟法理論上の検討の両面から、目の離せない問題ではないか、と、思っていたからです。そして、犯罪の被害者となるということがどういうことなのか、検察官の被害者との関わりがどのようなものなのかを知らないでは、被害者問題を理解することはできないと思うと同時に、それを知れば、必ずその心に響く問題であるはず、と思いました。

そこで、このようなテーマで講演させていただくことにした次第ですが、関心事と言いながら、被害者参加制度について格別勉強をしたわけでもなく、鮮明に記憶している事件の中から、被害結果の立証等を意識して選び出したに過ぎません。講演後、多数の学生の方々から熱意溢れる感想文を寄せていただいたことは、望外の喜びでした。その後、この講演録を貴大学法政論集に掲載させていただけることになり、さらに光

- 1) 犯罪被害者の立場と支援に関する歴史的変遷及び法制度の動向については、宮木康博「犯罪被害者支援の史的変遷と今後の方向性」笠原俊宏編『日本法の論点 第2巻』（文眞堂、2012）63頁、廣瀬健二「刑事法の改革と犯罪被害者」研修776号（2013）3頁に、詳細な紹介がなされているので参照されたい。
- 2) 被害者は事件の当事者であるが、刑事裁判手続上の当事者ではない。大谷實『刑事政策講義〔新版〕』（成文堂、2009）338頁以下参照。
- 3) 大谷・前掲注2・327頁以下参照。

栄に存じますと共に、文章化するに当たっては、僅かなりとも内容的に改善したいと思いましたが、雑駁な経験談である点は如何ともならず、本論部分の話し言葉を書き言葉に改めたほかは、若干の参考事項や参照文献を脚注で加え得たにとどまりました。読み返して、汗顔の至りですが、一元検事の体験、想い出話が、読んで下さる方々に幾許かでも参考にしていただけるなら、この上もない幸いであり、この場をお借りして、貴大学法学研究科の御厚意に厚く御礼申し上げますと共に、講演及び講演録掲載に御尽力いただきました同科宮木康博准教授、白井玲子教授に、心底から感謝申し上げます。

1 はじめに

本日は、伝統と名誉ある名古屋大学法学研究科刑事法講座の講演会にお招きいただきまして、まことに光栄に存じます。そして、ただいまは、身に余る御紹介をいただき、恐縮の至りに存じております。

このように多数の法学部及び法科大学院の在学生や修了生の皆様の前で、私のような名もない実務家がお話をさせていただく機会をいただいたということは、本当に光栄なことで、精一杯努めさせていただきたいと思っております。

そもそも、2012年春の日本刑法学会の会場での、宮木康博先生と白井玲子先生とのふとした会話が発端で、両先生のゼミにオブザーバーとして私が参加するという話が、いつの間にか講演する、ということになって、私自身大変緊張しております。

しかし、若き法律家と法律家を目指しておられる皆さんに聞いていただける大変貴重な機会ですので、検察官人生において胸に刻まれた、私にとって忘れることのできない事件の被害者たちのことをお話したいと存じます。そして、皆様が、これから、勉強してゆく上であるいは進路決定に悩まれた折などに幾許かの参考にしていただければ、この上ない幸せと存じます。

まず、法曹三者の中での検察官像と任官について、そして、犯罪と被害立証について触れた上で、具体的な事件と被害者のことを述べてゆきたいと思います。

2 法曹三者の中の検察官

(1) 検察官任官希望者数の変化；氷河期から人気業種へ

検察官の仕事は、刑事事件の捜査・公判に携わるという主たる役割についても、国民の目には、必ずしも具体的に分かりやすいものではないのみならず、後に述べるように、刑事法分野に限らない公益の代表者としての役割は極めて多岐にかつ広範にわたっていて、法曹三者の中でも、公正中立な判断者としての裁判官や、市民の味方としての弁護士に比して、なかなかイメージが掴みにくいようである。そのため、比較的最近まで、警察官との混同や犯罪者を厳しく処罰することのみ重視する非情の法律家と見る向きが多かったようである。そして、十数年前までは、志望者はとても少なく、変わり者扱いされることもあったと聞く。

私が司法研修所で検察教官を務めたのは、ミレニアムの興奮をはさんだ時期⁴⁾であったが、そのころ、ヒロインが司法試験受験生から司法修習生を経て弁護士になるまでを描いた連続テレビ小説⁵⁾や、格好良い弁護士ならぬ検察官が主人公のテレビドラマ⁶⁾が人気を博し、そのおかげか、法曹の卵の「司法修習生」が世の中に認知されるようになり、女性の修習生が増え、それまで不人気だった検事志望者も男女共に増加し、時代は変わったといわれたものだった。（法科大学院修了生が実務法曹となるようになってからも、その傾向は変わらず、現在、検事任官は、裁判官任官同様に狭き門とのことである。）私自身、そもそもは、小中学生のときに米国の弁護士ドラマ⁷⁾に触発されて一途に弁護士に憧れたことが、その後法律家を指す道程の入り口となったが、後述するように、実務修習を通じて現実の検察官の仕事について知って、任官に至りたいきさつがある。

4) 1998年4月から2001年3月まで。この間にちょうど、司法修習生の員数の約700名から約1000名への増員、修習期間の2年間から1年半への短縮が実施された。そのため、2年修習組と1年半修習組の教育期間の調整に苦心があり、いわゆる2000年問題と呼ばれた。

5) NHKの朝の連続テレビ小説「ひまわり」。

6) フジテレビの連続テレビドラマ「ヒーロー」。

7) CBSの刑事法廷ドラマ「弁護士ペリー・メイスン」と各種法律問題を扱う法廷ドラマ「弁護士プレストン」。

検察官が、何を大切にし、どのようなことに悩み、苦しみながら日々仕事をしているのか、具体的なイメージを抱いてもらうことの意味は、小さくないと思う所以である。

(2) 私の修習中の経験

小学校のころから一途に、弁護士になる、と独り決めしていた私が、一転して検察官任官に至ったきっかけは、実務修習で、法曹三者の仕事に具に知ることができたから、と、言ってよい。

私が司法修習生であった時代は、修習期間が2年間⁸⁾で、司法研修所での最初と最後の4ヶ月ずつの集合研修の合間には、民事裁判・刑事裁判・検察・弁護、各4ヶ月ずつの実務修習期間が設けられていた。人数も毎年約500名くらいが全国の修習地に分散していたから、その内容は大変充実していて、じっくりと法曹三者の仕事内容や生活ぶりを観察し、性格や能力、家族その他の生活環境などを自己分析しながら、志望を絞り込み、選択することが普通であったし、時間的にもそのような対応が許されていた。

私も、そのような恵まれた司法修習生活を謳歌していたが、実務修習の2番目であった検察庁で、次々と強烈な体験をした。

手渡される刑事事件記録は、当然のことながら製本された教材とは違い、生々しい現場写真や被害者の肉声に充ち、手錠腰縄を打たれ、屈強な警察官に警護されて目前に連行されてくる被疑者を、間近に見、ときに自分で取調べ⁹⁾しなければならない。生の事件は、重大事件などでなく

8) 1998年修習開始の第52期修習生まで2年修習であった。53期から1年半修習となり、法科大学院制度発足に伴う経過措置を経てさらに短縮され、現在は、修習期間が1年となったほか、2年修習時代の前期修習がなくなり、いきなり各地に分散しての実務修習が始まる。2ヶ月単位で民事・刑事の各裁判修習、検察修習、弁護修習を経て、本人の希望する実務庁を選択しての実務修習(選択修習)2ヶ月と和光の司法研修所における集合修習2ヶ月、の、計1年のコースである。その最後に二回試験と呼ばれる修了認定試験が行われ、これに合格すると法曹資格を与えられることになるのは2年修習時代と変わらないが、前期の集合修習がないこと、各実務庁での修習期間が2ヶ月と短く、また、修習生の人数が非常に多くなっているために、実際に事件と密着して実務家の見習いをするには、厳しい環境である。適性の判断資料も得にくいのが実情であろう。

9) 取調べの際には、修習生は2名一組で、被疑者、参考人いずれについても、

でも、思わず背筋を伸ばし息を詰めるような緊張を覚えるものばかりだった。

公判修習では、実父が、息子を、泣き声がうるさいという理由でげんこつで顔面を殴って死なせた傷害致死事件の論告作成を課題として与えられた際、嬰兒にとって全存在を委ねるしかない実の父親が、いたいけないわが子をこれほど簡単に残虐に殴り殺せるという事実にはショックを受け、被害児の解剖写真の残酷さに恐怖と怒りが湧き、この世に生を享けてわずか数ヶ月でしかも苦痛に満ちた死に致されるしかなかった赤子の哀れさに胸が震え、父親の反省心の薄さに、驚きと憤りを禁じられず、それらの思いをすべて込めて、論告を書き上げた。若干修正されたその論告が指導検事によって法廷で読み上げられるにつれて、被告人が途中から泣きじゃくり、私は、それを被告人の後悔と被害児への謝罪の涙と受け止めて、少し救われる思いでいたのだったが、最終陳述を聞いて耳を疑った。「息子をそれほどひどく殴ってない。当たり所が悪かった。自分は、論告でいわれたほどの悪人ではない。」と……。後悔どころか、自分のしたことを非難されたための悔し泣きだったのだ。しかも、この父親に執行猶予が付された。

この事件については、指導検事や先輩検事たちから、傷害致死の量刑事情について、実子、それも嬰幼兒に対する事案では、前科がなければ執行猶予が相場¹⁰⁾になっていること、事実上不処罰の自己墮胎との比較、被害児の母親の加害者（夫）に対する宥恕の影響などについて、さまざまな意見を聞き、改めて同種事例の資料を引き直したり、修習生同士で意見を交わしたりした結果、父親の判決が、他と比べて軽いといえないことは納得せざるを得なかったが、やはり釈然とはせず、その後も、随分考えさせられた。自分の世間知らずを思い知らされ、綺麗事でない壮

必ず検察官が同席する。取調べは、あくまで同席している検察官の取調べなのであり、修習生はときに中断して検察官のアドバイスを受けることも少なくないし、出来上がった供述調書を供述者に読み聞かせて作成者（録取者）として署名押印するのは検察官である。

10) 子に対する親の殺人、傷害致死の量刑についての文献として、法務総合研究所研究部報告 40～45号所収の「家庭内における重大犯罪に関する研究」参照。なお、同報告書では、実子殺しは、昭和 50～53 年では 82.5%が執行猶予に付されたが、平成 1～4 年では 50.0%、平成 15～20 では 11.1%と激減し、厳罰化傾向が指摘されている（45号 69 頁）。

絶な世界に飛び込んだことを実感させられた最初であった。

また、被害者の無念の行方と、刑法 25 条 1 項の「情状により」付することができることとされる執行猶予の要件¹¹⁾については、その後検事になってからも、いつも悩まされた重い課題の一つであった。

捜査修習に入ると、1 件目から、被疑者が逮捕されている事件を次々に配点され、勾留請求手続、被疑者や被害者、参考人らの取調べ、供述録取書の作成、起訴状起案などに追われ、居残りが続いた。しかし、単に手続をなぞるのではなく、起訴猶予処分を選択するに際しての再犯の可能性、身柄引受人の監督意思・能力の見極めや、多重再犯者の処遇問題など、検察官が事件処理で必ず経験する刑事政策的な課題¹²⁾にも各事件を通じて自然に取り組ませてもらって、充実感は極めて強かった。さらには、和姦の弁解等難しいところがあった否認の監禁強姦等事件では、救助された後に被害者が自殺を図ったこともあって、何とか突破口を見つけたいとの思いから捜索差押許可状を取らせてもらって被疑者の住居を捜索したところ、有力な証拠を発見したことと、犯行現場を実際に見たことで自信を持って取調べに当り、虚偽の弁解を崩すことができ、起訴に至った¹³⁾など、指導担当検事の豪胆な裁量のおかげで、稚拙なりに思い切り検察官の仕事を見習わせてもらうことができた。

この時点では、弁護士志望に迷いはなく、二度とできない経験だから全力で取組もう、という気持ちでいたが、後期修習を目前にしてそろそろ進路決定という時期に、指導検事の後任者からと修習先の弁護士事務所の所長から、それぞれ勧誘を受けて、迷うようになった。そして、母は、「ますます縁遠くなる」と心配し、父は、「検事は法曹ではあっても官僚組織の一員であり、目指していた権力組織から自由である弁護士とは対極にあるのではないか」と反対し、私自身も、いずれもそのとおりに思っていたのに、なぜか検事の方を選んでしまい、後から、正直なところか

11) 同条項の規定は、執行猶予は例外と読めるが、初犯事案では、原則と例外が逆転しているような現実がある。有期懲役の執行猶予率は昭和 54 年以降 55% を超えており、平成 11 年以降は 60% 前後である。有期禁錮ではさらに高く、平成に入ってから 94% 前後で推移している（法務省法務総合研究所編『平成 22 年度版犯罪白書』〔佐伯印刷、2010〕49 頁参照）。

12) 司法研修所検察教官室編『検察講義案』（法曹会、2013）13 頁以下。

13) この事件は、私が次の修習に移った後、公判で監禁・強制わいせつに訴因変更されたが懲役 2 年の実刑判決が出て、控訴されたが棄却、確定した。

なり長い間、撤回すべきではないかとぐずぐずと悩んだものだった。

しかし、任官後は、後悔したことは一度もなく、家庭を持ってからも、家事育児との両立に苦労しながらもひたすら担当の事件と取り組んだ歳月を振り返って、私にとって、選択は誤っていなかったと確信している。当時は自覚できていなかったけれど、検事の仕事が何かを感じ取るに十分な実務修習をさせてもらった幸運に感謝している。

(3) 検察官の職務

任官後、後悔したことはないが、仕事が辛くなかったということではない。忙しいとか、事件が難しいというのは、苦しくはあっても辛いことには入らない。それらとは別次元の、経験を積み重ね積むほど、思い知る類の辛さがあるのだが、それでも、検事であり続けたいと思った理由のひとつは、検事の職務が非常に広範囲にわたって様々で、異動のたびに学ぶことが多く、しかもどれもが仕事として難しく責任も重いことによって、無我夢中で吸収しようという意識がすべてに勝ってしまう、ということだったかもしれない。

その広範な検事の職務について、簡単に触れておく。

刑事事件の捜査公判に従事することのほかに、国が民事事件、行政事件等の訴訟の当事者になるときに、その代理人として働く訟務検事といういわば国の弁護士に当たる仕事とか、外務省に出向して一等書記官として外国の日本公館に勤務するとか、国税庁、金融庁や証券等取引監視委員会などで、財政、金融の専門家たちと仕事をするとかは従来からある検事の職場である。近頃は、数年間民間企業や弁護士事務所で働く取組も行われている。これらの異種の職務に、検察官検事として捜査公判に従事することで培われた経験と能力を注ぎ込んで、それぞれの仕事を充実させることが意義深いことはいうまでもない。そして、検事にとっても、検察庁を離れて、検事ではあっても検察官ではない立場で仕事をする、さらに、一定期間検事の身分をも離れて民間人として企業利益実現の視点を持ってみる、検察を外から眺めてみる、ということは、さまざまな異なる分野の専門家との交流を実現し、視野を広くし、彼らの高い専門能力に刺激を受けながら切磋琢磨し、検察官検事に与えられた権

限と責任を自覚する契機ともなるので、若い検事の多くが、各種の経験の機会を与えられることは、意義深いことだと思う。何より、「検察官の肩書」なく仕事をしようとするのがどれほど難しいか、組織のサポートがいかに強力で万全か、身を持って知ること、その上で、その後また検察官として働くこと、の意義は、何ものにも代え難い貴重な経験だと思う。

私自身、訟務検事、法務総合研究所の教官、司法研修所の教官を務めた経験も含めて、様々な体験をするうちに、刑訴法第1条の理念、すなわち人権に配慮し、適正手続に則って、事案の真相を明らかにし、適正な刑罰権を実現するという責務を公益の代表者として担う検察官の仕事に、全身全霊で取り組み、日々努力することが、1条が想定する検察官としての能力、すなわち、錯綜した事実、大量の証拠の中から、真実に繋がるルートを見つけ出す力を養い、人の気持ちを察する鋭敏な心と、法運用のバランス感覚をも育むのだと、確信するようになった。少しでも多くその能力を得て十分な仕事をしたい、と思うことが、逆説的だが辛い仕事のエネルギーになっていたように思う。

3 被害の立証の意義

(1) 被害立証と適正な刑罰権の実現

刑事事件において、適正な刑罰権の実現が検察官の仕事の核心部分にあることはいうまでもない。そのためには、何より、真実を明らかにすることが肝要であり、被害は犯罪の結果として証明すべき重要な事実であるから、被害者らから、被害を受けたいきさつや、被害の内容、その後の状況、犯人との関係、被害を受けたことについてどう感じているか、犯人の処罰について望むことなどについて聴取し、供述録取書を作成して証拠として裁判所に提出し、また、これらについて法廷で証言してもらう、などは、そのための不可欠の事項である。

被害を受けたいきさつや被害状況とその内容などは、犯罪行為の動機、犯罪行為の態様やその結果として、その立証は犯罪事実そのものや犯罪事実と密接に係わる犯情の立証であるし、また、被害感情、処罰感情の

立証も、量刑に係る重要な要素のひとつと捉えられてきたこと自体間違いない。しかし、従前は、司法手続きの中で、このような犯罪被害者の証拠としての地位のみが重視され、捜査、刑事裁判の進行や結果が現実の被害者や遺族らに及ぼす影響は殆ど顧慮されないうちに来た。

それが、三菱重工本社爆破事件、池袋通り魔事件などをきっかけに被害者保護の必要性が指摘されるようになり、その後も、種々の重大且つ悲惨な事件¹⁴⁾を経て、徐々にではあるが、被害者保護、支援のためのさまざまな法的措置が設けられ、平成16年末には、遂に、犯罪被害者等基本法が成立して、その基本理念に沿ってさらに法整備がなされるに至った。ことに、前述したとおり被害者参加制度の実施に至り、刑事裁判では証拠としての関与以外は認められていなかった被害者ら¹⁵⁾が、検察官の隣の席に着き、被告人や証人に自分で質問したり、検察官の論告に続いて犯罪事実や科刑についての自分たちの意見を述べるなど、直接一定の関与を認められるようになったのは、（その法的性質や理論的根拠はともかくとして、）画期的なことである。被害者や遺族の生の声を、被告人、弁護士、そして裁判所に直接届けることはそれ自体大きな意味があるからである。ただ、制度は運用する者の意識次第で、生かせも殺しもできる。運用する者として、趣旨を生かすために留意すべきところは少なくないと思われる。

(2) 被害者に関する具体的な留意点について

その一つは、悲惨な事件の被害者やその遺族が、自ら、その被害の重大さや厳しい処罰感情を訴えることができない場合も決して少なくないことであり、もう一つは、理不尽な八つ当たりのように見える言動が、あまりに強い怒りや悲しみの持って行き場がないためだけでなく、その

14) 被害者らの保護については、欧米での法制化から20年遅れて、1980年代に、一連の爆弾事件や無差別通り魔事件などを契機に法的な保護の必要性が意識されるようになり、光市母子殺害事件、池田小事件その他の重大事件の悲惨な被害者遺族の訴えによって、ようやく、客観的な保護制度の整備が進むことになった。廣瀬・前掲注1・4頁以下、大谷・前掲注2・331頁以下参照。

15) 被害者参加制度に先立って、平成12年に刑訴法が改正され、被害者等の心情等に関する意見陳述の規定（法292の2）の原型が設けられたが、その位置付けは消極的であった。

ような言動になる無理からぬ理由が潜んでいる場合があることである。順に述べることにしたい。

被害者が死亡してしまっているという場合、自ら訴えることはできないのはもちろんで、従って、死人に口なし、とばかりに、犯人は極力自己の都合のよいことしか供述しないのが通常だから、事実レベルで真相解明に殊更意を用い、犯人供述の合理性の有無や他の証拠との整合性の程度などを慎重に検討すべきなのは当然であり、捜査公判を通じ、それは検察官の責務である。そして、被害者が天涯孤独の場合や、遺族が悲しみのあまりうちひしがれて自ら声を上げることさえ適わないという場合に、被害者の意見陳述制度や被害者参加制度は何ら意味を持たないのであり、このような場合に、被害者や遺族の声なき声を汲み取り、代わって声にすることができるのは検事しかいないという状況には、昔も今も何ら変化がないのである。なお、この場合の「声なき声を被害者に代わって声にする」ことが、被害者の単なる代弁でなく、公訴官であり、公益の代表者である検察官としての声であるべきことはいうまでもなからう。

今も忘れられない幾多の事件の中から、数件取り上げる。

4 忘れられない事件と被害者たち

(その1) <制限時速を80キロメートル以上オーバーする猛スピードで走行して、前車に続いて右折中だった被害者の車の横に突っ込み、被害者を死亡させた業務上過失致死等事件> (改正以前)

その事案では、両車両もともに路外に転落、被疑者も負傷して病院に収容されたことで逮捕されず、事故から事件送致まで相当期間が経過していた。事件記録には、被害者の父親の警察官に対する供述調書が綴られていたが、事故直後に作成されたごく簡単な内容のものであった。そこで、被害者の両親から、現時点での被害感情や処罰感情を聴取しようと立会事務官と共にその自宅に向向いたところ、父親は既に亡くなっていた。年老いて得た一粒種の息子(当時24才)を突然奪われた悲しみのあまり老父は間もなく病床に伏し、後を追うように儂くなったという。訪問後、その事実を初めて知った私と立会事務官は、仏壇に並んで

いる被害者とその父、お二人の位牌を前にしばらく呆然となった。がらんとした家にたった一人残された母親は、生前の被害者について尋ねる私の間に、視線を畳に落としたまま、被害者の勤勉で優しい人柄や地域での活躍ぶり、など、途切れ途切れに言葉を紡ぐ。その幽かな言葉から、被害者が両親にとってまさに生きる力の源であったことが痛いように伝わってくる。私自身いたたまれない気持ちになりながら、今の心境を尋ねると、「二人が一日も早くお迎えに来てくれることだけが望みです。裁判がどうなっても二人は帰ってこない。」と、ぽつりと答が返ってきた。どう応じようもない。慰める術などもとよりありはしない。検察官としてできること、すべきことは、この母の絶望をもたらしした加害者に、その行為にふさわしい適正な処罰を実現するために、この悲惨な状況をありのまま供述調書に表わすことだと思っても、それが難しい。つかえつかえ、自分の語彙力表現力の乏しさを呪いながら、やはり沈痛な表情の立会事務官に、苦勞して口授して、どうにか母親の供述録取書を作成した。その家を辞するとき、小さく背中を丸めて深々とお辞儀をして見送ってくれた母親に礼を返しながら、徹底した取調べを心に誓った。その後、捜査を遂げて、事故態様からは過失犯でなく未必の故意を認められるのではないかと思い、次席検事の決裁を仰いだが、容れられず、通常の業務上過失致死と道路交通法違反（速度超過）で起訴するしかなかった¹⁶⁾。異種ながら累犯前科があったため、当然の実刑判決だったが、累犯の考慮がされたのか疑問に思える、軽めの相場を一步も出ない量刑であった。被害者のみならずその両親の人生までも奪ったに等しい結果を生じており、被告人の運転していた車両は他人名義で任意保険の適用が受けられず、何ら慰謝の措置も講じられていない上、被告人は法廷でも「直進車優先」と口にする無反省ぶりであったにもかかわらず、控訴することもできない。被害者の母親に対して判決結果を連絡するのが辛かった。存外しっかりした声で、被害者と父親に報告すると言って礼を述べてくれたことは、罵倒されるより厳しい叱咤の声に思えた。

16) 降雨中の時速 120 キロメートル超の高速度運転では、急制動をかけた場合の停止距離は 160 メートル余、停止時間 9 秒余を要するところ、本件当時、視界は前方約 150 メートル、その速度のままでは、右折車を視認可能時点で、既にその進行を制御し、衝突を回避することが不能であった。今なら、危険運転致死（刑法 208 条の 2 第 1 項後段）の適用を考えるべき事案といえる。

(その2) <婚約者絞殺後に国外逃亡した殺人等被告事件>

公判立会を担当した中に、婚約者を殺害後フィリピンに逃亡し、数か月後、帰国時に成田で逮捕されたという被告人の事件があった。

被害者の郷里に住む母は、次女である被害者を婚約者に殺されたことから立ち直れなくて食事を摂ることができなくなって入院していて、遺族として長女が代わって裁判傍聴し、証言台にも立った。その事件では、被告人は、殺害動機に関し、被害者の浮気が原因の口論の挙句の発作的な犯行であるとして、被害者の人格を貶めるような供述を色々していた。私は、同僚らの供述調書から窺われる被害者の人柄との矛盾に違和感を感じていたが、捜査記録中には、むしろ被告人の供述を支える知人らの供述もあって、それを否定できるだけの証拠はなかった。そこで、被害者の同僚の証人尋問と被告人質問を行った上で、補充捜査を試みた結果、運良く、被告人供述が全くの虚偽で被害者には浮気の実事などなく、被告人自身そのことを充分に知っていたことを示す決定的な証拠を掴み、公判廷で補充立証して、被告人にこれを認めさせることができた。被告人が、むしろ献身的な被害者を食い物にした挙句に邪魔に感じて犯行に及んだ事情が立証できたことから、求刑も予定より上げて、それに見合う判決を得た。しかし、判決後、法廷の廊下で、この日も傍聴していた被害者の姉から、母親が、前回期日後、判決の日を迎えることなく病院で衰弱死したと聞かされた。私は、言葉を失ったが、「妹は何も悪くなかったと証明していただいて、その報告が間にあい、母が安らかに逝ったのがせめてもの慰めです。有難うございました。」と、礼を言われ、救われる思いだった。反面、捜査は限られた時間との勝負ではあるが、もう少し捜査段階できめ細かな被害者に関する裏づけをしていたら、被告人の身勝手な嘘を防止でき、被害者遺族の心労を軽減できたのではなかったか、と、残念でならなかった。

人は誰でも自分に都合の悪いことはできるだけ隠しておきたい。まして、刑罰を科される立場に立てば、通りさえすれば嘘もつく、嘘が通ってしまえば、こんなものか、と、なめる気持ちが生まれる。それは、罪を犯すことになった根本的な原因を直視せず、したがって反省もしないことにつながる。そのような被告人の嘘を安易に通してしまう捜査や裁判のありかたは、被害者に、事件も被害者自身もきちんと扱われず、お

ざなりにされている、と感じさせる要因ともなる。すなわち、真相解明、犯人の更生、被害者保護のどの観点からも、これを妨げる由々しい事態を招くことになる。そう心得て、嘘を通さない捜査¹⁷⁾を心がけるべきは当然だし、被害者や遺族が、ヒステリックに被害感情を爆発させているように見える場合、その根本原因が、実はこのような安易な捜査や裁判にあり、被害者らは本能的にそれを察知しているのではないか、と省みて、ときに事案を振り返ってみる必要もあると思う。

（その3）〈被害者の心情に寄り添うことの難しさ〉

あまりに強い怒りや悲しみの持って行き場がないために、八つ当たりとも取れる言動をしてしまうようなこともある被害者のデリケートな心情について、理解が足りなかった私自身の苦い経験に触れておく。

逮捕まで犯行が断続的に数年間にわたっており、幼稚園児から12歳までの少女ばかり数十名が被害者となった連続強制わいせつ・同致傷・強姦等事件の公判を担当したときのことである。このような事例では、逮捕事実についての初めの起訴後に、時間的には遡る事件について順次被害届に基づいて捜査をすることになる（発生時期的にはバラバラになることも多い）が、もう思い出したくない、ということで多数の事件が告訴に至らず、あるいは取り下げられることも多い。この事案では、それで、結局、最終的に起訴されたのは8件であった。刑事部のこの時点での求刑は、懲役13年との意見で、被害者が一人も亡くなってはいないこの種事案としては相当重いもの¹⁸⁾であった。しかし、私は、かねてから、性犯罪、特に幼い少女の心身に及ぼす性的暴虐についての量刑は軽すぎると思っており、この事件の記録を読み、犯行の悪質性、被害の

17) 被疑者の取調において、真実の自白獲得の価値は、このような意味でも極めて大きい。自白のみに頼る捜査が論外であることや自白の有無とは別に情況証拠の積重ねが重要であることはいうまでもない。しかし、応報と教育の両者を目指すべきは、科刑段階には限らない。捜査・公判とも通じての理念であるべきと思う。

18) 強制わいせつあるいは強姦（姦淫未遂を含む）によって被害者を死傷させた者については、平成16年の改正によって、厳罰化が図られた（刑法181条1項改正2項3項追加）が、その以前から無期懲役刑の選択は可能ではあった。しかし、実際に被害者が多数の連続犯行であっても、被害者が一人も死に致していない事案で無期懲役の判決が宣告されたのは、この事案からほぼ10年後の平成13年になってのことであった（強盗を含む事案；東京高判平13・9・13高刑速報・平13・131頁、強盗を含まない事案；東京地判平13・8・7〔公刊物未搭載〕）。

重大性から、有期懲役の最高刑（当時の有期上限は15年、併合罪加重して20年、従って20年）を求刑すべき事案であると思っていた。ただ、単に、非道だ、残酷極まりないと声高に言っても、客観的にどれだけのよう非道、残酷なのか、従来に比して格段に高い求刑をすることが客観的に合理的であると認められるだけの証拠がなければ、主観的情緒的な対応と見られるだけである。私は、それまでに手がけた事件で、幼児期の性被害が心身の生育、人格形成に及ぼす深刻かつ重大な影響についての研究論文を読んだり、心理学・精神医学の専門家¹⁹⁾からアドバイスをもらったりしていた。その伝で、心理学者や精神医学者に協力を求め、今回の事件の被害者の現況について資料を見てもらった上で、本件犯行によって被害者に現に生じている心身の影響、PTSD、将来的に懸念される悪影響などの学術的意見を供述録取書にまとめさせてもらい、公判で証拠として請求しよう、被害者や保護者の供述調書と合わせて、犯罪結果の重大性についての客観的な証拠としようと考えた。といっても、被害者本人には惨すぎて到底聞けない。保護者に電話をかけ、話を聞かせてもらわねばならない事情を説明し、来庁を依頼したところ、全員が必要を理解して協力してくれた。いずれも苦痛に満ちた事情聴取であったが、年齢もさまざまな被害者のその後の具体的な状況や、保護者としてどれほど精神的な苦痛に苛まれ続けているか、そして犯人に対する峻烈な処罰感情などを調書に作成することができた。しかし、その過程で、私自身が被害者らの気持ちにまだ理解が足りていなかったことを思い知らされたのだった。

その日は、別件の公判が長引いて、そのご夫婦をお待たせしてしまい、私は遅れたお詫びを述べながら予備室に急いで入った。すると、中年の御夫婦が入り口を向いて立ったままで、大変険しい形相で私を見ている。私は、長く待たせたせいか、と、内心臆しながら、再度お詫びし、名乗りかけた。すると、男性が、「この部屋は何だ。椅子も何だ、これじゃまるで私たちが犯罪者じゃないか。」と怒鳴った。証人テストや参考人の事情聴取が重なるとそのために用意されている室が不足し、公判部の唯一の予備室であるその室を使用せざるを得ない。私も、何回となく使

19) 池田由子氏、福島章氏。

用していたが、細長い、窓がひとつあるだけの、壁も汚れ、殺風景で、汚いスチール机にパイプ椅子、隅に使わない椅子も重ねて置いてあるその部屋は、まるで物置のようだ。普通の方の感覚では、犯罪者取調べのための室と感じられたのだろう。

事件からずっと、なぜ自分の娘がこんなひどい目に合わされたのか、なぜ自分たちなのか、と苦しみ続け、親として娘を守れなかったことで自分を責め、ようやく表面上は平穏さを取り戻したようでも、ふとした折に娘の表情に忘れていない印が見えることに怯え、持って行き場のない怒りや悔しさをずうっと抱えて、それでも、被害者の無事な成長を祈って耐えてこられたに違いない両親にとっては、被告人をきちんと処罰するための事情聴取ということは理解していても、改めて、事件と向き合わされるのが傷口を開くような苦痛だったに違いない。予備室の汚さに被疑者扱いと感じプライドを傷つけられ、耐えに耐えてきた憤懣が、堰を切って、部屋の汚さへの文句という形になったということに違いない。よく理解できた。（被害者保護や支援の制度が整ってきた今は、被害者らのこのようなデリケートな感情に配慮して被害者専用の待合室を設置している検察庁も多くなり、事情聴取のスペースにも花を飾ったり、かなり配慮をするようになっていたので、もうこんな経験をする方はいないだろうと思うし、決してあってはならないと思う。）

しかし、あのときは、その部屋で向き合って、傷つきこじれたそのお二人の気持ちを癒すすべを模索しながら聴取を行なうしかなかった。今でも、西陽に壁の染みの浮き上がったその予備室の様子と、劣悪な執務環境に馴れて鈍感になっていた自分を後悔しながら、「落ち着け、落ち着け。」と自分に言い聞かせ、ひりつく喉を無理に開いて、色々と聞き始めたときに苦い胃液が何度もこみあげた感覚は忘れられない。それでも、どんなに聞きにくくても、聞くべきことを聞かなければ、こんな思いをさせてまで来て頂いた甲斐がなくなる、このお二人の激情の爆発は自分が引き受けるしかない、と覚悟し直し、必死で、できる範囲で趣旨を説明しながら、尋ねていくうちに、少しずつだがお二人の口調もほぐれていった。また、このときの8組の保護者たちの事情聴取は、事件の微妙な事実を、立会事務官とはいえ別の人間に口授するのを聞かせるのは酷だと思っていたので、私は自分で手書きで供述録取書を作成してい

た。だから、相当の時間がかかったが、出来上がったその調書の読み聞けを終え、末尾に署名押印を求めたとき、母親の顔からは険しさが消え、小さく礼をしてくれた。父親はまだ、固い顔であったが、私が、「裁判の状況は、その都度、私の個人名でお知らせします。」という、頷かれ、エレベーターまで見送ると、扉が閉まる前に会釈してくれた。

こんな苦しい思いをした保護者らの供述調書は、男女1名ずつの精神医学、心理学の学者に見てもらってその意見も供述調書として、共に立証に供した。求刑変更については、20年は重すぎるとの上司の意見に私もぎりぎり妥協して、懲役18年を求刑する決裁を得、本件犯行の事件としての悪質性、特に犯行態様の残虐性、結果の重大性を具体的かつ客観的に論告したところ、求刑通り懲役18年の判決を得た。検察官としての意見が裁判所に受け入れられたと言えることと、法廷でもまだ色々言訳していた被告人が判決を聞いてさすがに諦めたのか、間もなく控訴権を放棄し、確定したことにほっとする反面、被害少女たちとその家族にとっては、苦悩はずっと続いてゆくと思うと、やりきれない思いが拭い切れない事件だった。

それでも、この判決を得たことで、性犯罪の求刑の見直しが進むきっかけになり、また、この種の事件で、心理学者や精神医学者の鑑定にも近い供述調書を証拠請求する立証方法²⁰⁾が、この後、徐々に各地の地検に広まって行った。それらは、検事の職責の幾分かを果たせたといえるのではないかと、思っている。

(その4) <ある業務上過失傷害被告事件>

もう一件、刑事裁判の力を実感することができたひとつの事件について述べたい。

被告人は、前夜深酒をし、その日は早朝からずっと仕事に走り回って

20) この判決結果については、各地の検察庁から照会があり、まだ、性的被害に遭遇した幼児や小児に見られる精神的心理的な悪影響、病的現象等について、客観的に専門の見地から分析検討した学術書が少なかったため、資料として前述の精神医学者らの供述調書の謄本が証拠請求されたり、その地方の事件担当検事たちが、同供述調書を参考に新たにその地方の医師らの鑑定意見的な供述調書を作成したりして、学術書と同様の証拠価値を認められたりした報告を聞いている。今日では、この分野の研究が進んで公刊物も増えているので、それを踏まえて、さらに、当該事案の被害結果に特化しての鑑定の意見を調査化する必要があるか、を検討することになる。

疲れ、車を運転して帰路についた途中、眠気に襲われた。しかし、休まずそのまま運転を続け、ついに居眠りをしてしまって、交差点手前で赤信号停止中の前車に時速 60 キロで追突して、その車を交差点の真ん中に押し出した。追突の衝撃で被告人の車は発火し、その火が被害者の車にも引火して炎上したが、ドアが壊れて開かず、被害者はその車にとじこめられた。被告人は車から逃れ出て、この様子を呆然と見ていたが、行き合わせた他の車の運転者たちが、窓を割って、被害者を引きずり出して助けた。被害者は全身大やけどを負い、何とか命は助かったが、顔にも足にも無残な傷が残り、両手の指は全部溶けてなくなった。この事件では、色々な理由で被告人は逮捕されず、検察庁への送致も遅れ、裁判が開かれたのは、事故から 3 年も経ってからであった。私が第 1 回公判終了段階で引き継いだとき、被害者は、事件処理への不満と被告人への恨みで凝り固まり、夜叉ようになっていた。被告人が、事故はわざとではない、という態度で保険による賠償（対人無制限）以外、被害弁償しようとしなくていいでできていたことも恨みを増幅させていた。その事情を知って、私は、被害者の証人尋問を請求することにした。被害者の供述調書は既に証拠として採用されていたが、書面や写真では到底分らない被害者の置かれた困難で悲惨な心身の状況を、裁判所と被告人に伝えなければならぬと思ったからである。法廷で、被害者は、いつも両手を覆っている手袋を口でくわえてはずし、指がなくなって石ころのようになってしまった両手を突き上げ、お箸も握れず、当たり前のことが一人ではできなくなった苦しさ、休職中の仕事にも復帰できるか分らない不安などを、やけどでしゃがれてしまった声を喉に詰まらせ、身体を震わせながら、必死で訴えた。裁判官は、このような被害者の訴えに耳を傾け、この状況を証拠としてほしいという私の検証の申し出を認めて、その場で書記官が写真撮影を行なった。

私は、その後の被告人質問では、事故がわざとしたことではなくても、何ら落ち度のない被害者が負わされたこの悲惨な状況は、被害者からすれば、故意か過失かで何の違もない一方的で耐え難いものであること、それにもかかわらず、わざとでない、と、弁解するばかりで、充分な対応をしようしない被告人の態度が、さらに被害者や被害者の家族をいかに深く傷つけてきたといえるか、など、について、自覚を促すよう質

問をした。そして、その上で、この事故の、客観的な結果の重大性や態様の悪質性、事故後の被告人の無責任などを論告で具体的に指摘した。論告を読み上げるうちに、傍聴席で被害者が号泣する声が聞こえてきた。結果は、禁固1年の実刑²¹⁾であった。判決後、傍聴席の被害者といつも付き添っている奥さんが、検察官席に向かってお辞儀をしたのが目に入って答礼したが、被害者にしてみれば、到底満足はできないだろうと感じていた。

それから、3週間くらい経って、私に、被害者から封書が届いた。稚拙なワープロ打ちだったが、私には、被害者が、右手に腰の骨を移植して、小さな突起を造り、その突起で、キーを1つ1つ叩いて文字を打って書いた札状と分ったから、感激した。しかし、それだけではなかった。そこには、裁判までの絶望的な気持ち、裁判中の複雑な心境と実刑判決になった安堵、などに続けて、被害者は、被告人が判決を受け入れて控訴することなく刑務所に入ったことを、謝罪に訪れた被告人の母親から聞いて知り、今は、被告人の更生を願う心境になったこと、障害を受け入れて将来に向かってリハビリに励む前向きな心情になったこと、を記していた。その文面からは、あれほど無残な運命と被告人を恨んで恐ろしい夜叉ようになっていた被害者が、裁判を通して、穏やかな心境になっていることがうかがわれ、被告人が、反省して刑に服したこととともに、私にとって、驚きと同時に喜びを与えてくれた。被告人も、被害者も、きちんと裁判が行なわれたと納得したことが、このような結果を生んだのであり、被害者にとって、気持ちを切り替える契機となったのだと、感じる事ができたからである。

5 最後に

これまで述べてきたように、被害者支援・保護の根本的な問題は、被害と被害者に対する理解と共感にあり、それは、決して、被害者に対して同情して優しく丁寧に遇るとか、表面的に被害者の言い分に逆らわ

21) 飲酒運転などもつかない単純過失の致死傷事案で、対人無制限の自動車保険が適用される事案では、今日でも、実刑にならないことが多いのが実情といえる。

ないようにする、ということではありません。

検察官だけでなく、弁護士、裁判官、三者が、真相解明と適正な刑罰実現に向けて刑事司法手続きを分担する法曹として、被害者に対する理解と共感をもって事件と向き合うことであり、それは、被疑者、被告人に対しても、真摯に正面から取組むことになるはずで、それが、裁判の感銘力を実感させ、人の心のありようを司法手続きを通じて示すことにもつながる道だと思います。茨の道ではありますが。

これから、法曹として活躍する多くの若人には、それができるだけ豊富な確実な法的知識と具体的な事案に対応できる柔軟な思考力、そして、弱点だらけの人間を理解し、求められている支援を適切に提供できる人情味や包容力と、困難に負けないタフな精神力、体力を、身に付けてほしいと思います。裁判員裁判、被害者参加制度など、刑事司法の新しい制度は、施行以来一応順調に運用されているとされていますが、これは、一連の司法制度改革の中核をなす制度の船出を、なんとしても成功裡に成し遂げるために、関係機関挙げて周到な準備をした結果で、当然ともいえるのであり、過大評価すべきではなからうと思われまふ。これから、多種多様の事件に普通に適用されるに従い、制度自体に伴う様々な問題点も、想定外であった問題点も、表面化してくることになるでしょう。その場合に忘れてはならないのは、制度は、それ自体に意味があるのではなくて、適正な刑事裁判実現のために制度がある²²⁾、ということであり、制度を運用する法曹に課せられた使命・責任には、何ら変わりがないということです。そして、社会が複雑化し、経済環境も困難になればなるほど、弱い立場の人々を支える、優秀で誠実な法曹が必要にな

22) 裁判員だった女性が、請求された証拠を採用取調べたことによって、強い精神的なストレスを生じ、PTSDを発症してその後退職せざるを得なくなったとして損害賠償請求訴訟を提起するに至っている。訴訟の行方は分らないが、そのことが大きく取り上げられて、被害結果の生々しい写真の代わりに視覚的に衝撃の少ないイラストを証拠とすることが検討されているとの報道に接し、違和感を禁じえなかった。裁判員の感情を過度に刺激するというのだが、はたしてそれで、当該被告人の犯罪行為に見合う適正な刑罰を判断できるのであろうか。二次元の、無味無臭の写真ですらおぞましい見るに耐え難い被害結果は、現実にはいかほどのものか、それを直視した上でなくては、被告人の行為の責任を判断し得ないのではなからうか。裁判員に上記のような事態を招かないための対策は、不適格事由や辞退事由の拡張などその選別に関する工夫や対応によるべきなのではないかと考える。

ることも間違いないと思います。

法科大学院制度自体がどうなるか、不透明な現状ですが、皆さんが、現在の困難にめげず、国民から求められる頼もしい法曹として活躍できる日をめざして、先生たちのご指導の下、仲間たちと共に切磋琢磨していかれるよう、願ってやみません。

御清聴ありがとうございました。

